

令和4年第11回富山県教育委員会議事日程

10月18日（火）午後1時00分

県民会館611号室

1 議決事項

議案第22号 富山県教育委員会会議規則一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第23号 令和4年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和3年度分）
の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第24号 令和5年度富山県立高等学校入学者募集要項制定の件

県立学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第25号 令和5年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項制定の
件

県立学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第26号 令和5年度富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症
への対応の件

県立学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

2 報告事項

(1) 令和4年度「高志の国文学」情景作品コンクールの結果について

(2) 勝興寺の国宝指定について

生涯学習・文化財室長から説明した。

(3) 臨時代理について（教育職員の人事異動に関する件）

教職員課長から説明した。

3 今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項

議案第27号 令和4年度教育功労者等表彰の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第27号は非公開となりました。

議案第22号

富山県教育委員会会議規則一部改正の件

富山県教育委員会会議規則の一部を次のように改正する。

令和4年10月18日 提出

富山県教育委員会

教育長 萩 布 佳 子

富山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会会議規則（昭和31年富山県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、委員は、教育長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、会議に出席することができる。

第5条第2号中「会議録」を「議事録」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性	<p>現在、教育委員会の会議（以下「会議」という。）については、富山県教育委員会会議規則（以下「規則」という。）第4条第4項の規定により、対面方式により実施している。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況などの観点に鑑み、規則を改正し、対面方式に限らずオンラインによる参加を可能とするもの</p>
2 規則案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 会議へのオンライン参加を可能とするもの（第4条関係） (2) 法の用語に合わせる規定整備（第5条関係）</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
3 他の規則等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県教育委員会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条～第3条 略 (会議の招集) 第4条 略 2、3 略 4 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。 (新設) 5 略	第1条～第3条 略 (会議の招集) 第4条 略 2、3 略 4 同左 5 前項の規定にかかわらず、委員は、教育長が必要と認めるとおりにオンライン会議のオンライン会議を可能とするもの は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら 通話をすることができる方法によつて、会議に出席することができる。 6 略	
		(会議の順序) 第5条 同左 (1) 略 (2) 前会の <u>会議録</u> の承認 (3)～(6) 略
		法の用語に合わせ る規定整備
	第6条～第14条 略	

議案第23号

令和4年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和3年度分）の件

教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書について、別添のとおりとし、県議会に提出するとともに、公表するものとする。

令和4年10月18日 提出

富山県教育委員会
教育長 萩布 佳子

議案第 24 号

令和 5 年度富山県立高等学校入学者募集要項制定の件

令和 5 年度富山県立高等学校入学者募集要項を、次のように定める。

令和 4 年 10 月 18 日 提出

富山県教育委員会

教育長 萩 布 佳 子

令和5年度富山県立高等学校入学者募集要項

第1 全日制の課程一般入学

1 募集定員

各高等学校の募集定員は、別表1の1の定員から推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者の数を除いた人員とする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和5年2月22日(水)から同月27日(月)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月27日(月)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月24日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

(1) 志願は、富山県立高等学校通学区域設定規則に定める通学区域内の1校1学科に限る。ただし、工業又は商業に関する学科を志願する者は、同一校のそれぞれの学科内に限り、第2順位まで志願することができる。

なお、第2順位を志願する場合は2つ以上にわたることができる。

(2) 富山高等学校、富山中部高等学校、高岡高等学校の普通科又は理数科学科・人文社会学科を志願する者は、同一校の理数科学科・人文社会学科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。この場合において、普通科を第2順位志願できるのは普通科の通学区域内の者に限る。また、砺福野高等学校普通科又は国際科を志願する者は、同校の国際科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。

(3) 志願者は、所定の一般入学願書に 2,200円の入学考査手数料（一般入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、出身中学校長等に提出する。

中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

(4) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には一般入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

(5) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、一般入学願書に自己申告書を添えて、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出することができる。

(6) 帰国生徒としての志願に当たっては、一般入学願書に海外在住状況等説明書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

なお、ここでいう帰国生徒とは、海外における在住期間が継続して2年以上の者で、志願時において帰国後3年以内の者等をいう。

(7) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、一般入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

(8) 普通科の通学区域外からの志願者は、次のいずれかの条件を備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が近く当該通学区域内に居住することが確実であること。

イ その他特別な事情があること。

(9) 県外及び海外からの志願者は、県外及び海外の中学校又はこれに準ずる学校を、令和5年3月までに卒業する見込みの者又は卒業した者で、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

(10) 中学校等には、校長を委員長とする選抜資料作成委員会を設ける。

(11) 中学校長等は、志願者の一般入学願書等を提出する際に、一般入学志願者名簿を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

高等学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。

6 学力検査

(1) 学力検査は、県下一斉に実施する。

(2) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む。）の5教科とし、各教科の配点は40点とする。

なお、英語聞き取りテストが中止となった場合、当該校では聞き取りテスト部分を除いて40点に換算する。

(3) 志願者は、志願した高等学校で学力検査を受けなければならない。

(4) 検査日は、令和5年3月8日(水)、3月9日(木)の2日間で、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

第 1 日 3月8日(水)	9:30までにおいて各高等学校長が定める時間	9:30~10:20		10:40~11:30	11:50~12:40
	出席調査及び諸準備	社 会		国 語	理 科
第 2 日 3月9日(木)	9:30までにおいて各高等学校長が定める時間	9:30~9:45 ※	10:00~10:40	11:00~11:50	
	出席調査及び諸準備	聞き取り	筆 記	数 学	
		英 語			

※ 英語聞き取りテストについては、9時30分から9時45分までの間に10分間程度で実施する。

- (5) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7 選抜の方法

- (1) 高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された調査書等の資料、学力検査の成績等に基づいて、各高等学校の当該学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。
- (2) 高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (3) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習の記録」の評定、「特別活動」の評価、その他の記録より算出した評定点（以下「調査書評定点」という。）と学力検査の成績とを対比し、同等に扱い、判定することを原則とする。ただし、調査書評定点又は学力検査の成績が、募集定員（推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者の数を除いた数）の上位10%以内にある場合は、調査書評定点又は学力検査の成績の一方により、判定することができるものとする。
- (4) 高等学校長は、選抜に当たって、富山県教育委員会の承認を得て、専門学科及び普通科に設置されているコースの特色に応じて、調査書や学力検査の教科の配点の比重を変えることができる。
- (5) 高等学校長は、選抜に当たって、「学習の記録」の評定及び「特別活動」の評価を除く調査書中の他の記録についても審査する。
- (6) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合

には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

- (7) 高等学校長は、富山県教育委員会の承認を得て、各高等学校又は各高等学校の学科及びコースごとに、志願者に対し、面接や専門に関する実技検査等を行い、その結果を選抜の資料に加えることができる。
- (8) 高等学校長は、選抜に当たって、第1順位志願を尊重するが、その学科における総合判定による順位の下位者よりも優れていると判定された第2順位志願者を合格させることができる。
- (9) 高等学校長は、上記(3)～(8)に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。
- (10) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。
- (11) 帰国生徒の選抜に当たっては、高等学校長は、面接を実施し、その結果及び海外での経験等を十分考慮して行うものとする。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査の第1日、第2日の両日の全日程又は第2日の全日程を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続を行ったうえ志願先高等学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。
ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者
イ やむを得ない理由のある者
- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、中学校長等を経て志願先高等学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和5年3月10日(金)午後3時までに、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出する。
- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先高等学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書(県外及び海外からの志願者用)を所定の日時までに、志願先高等学校長に直接提出する。
- (4) 追検査は志願先高等学校において、令和5年3月13日(月)に、下に示す日

程によって行う。

9:30までにおいて各高等学校長が定める時間	9:30~10:20	10:40~11:30	11:50~12:40	12:40~13:40の間において各高等学校長が定める時間	13:40~13:55※	14:10~14:50	15:10~16:00
出席調査及び諸準備	社会	国語	理科	出席調査及び諸準備	聞き取り 英語	筆記	数学

※ 英語聞き取りテストについては、13時40分から13時55分までの間に10分間程度で実施する。

- (5) その他、上記5、6、7を準用する。

9 合格者の発表

令和5年3月16日(木)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

10 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。
- (2) ここに定めるもののほか、一般入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第2 全日制の課程推薦入学

1 対象学科及び募集人員

- (1) 全日制の課程の別表2に掲げる普通科に設置されている各コース、専門学科及び総合学科において、推薦入学を実施する。
- (2) 推荐入学による募集人員は、富山県教育委員会と協議のうえ、下記の範囲内で、各高等学校長が定める。
- ・普通科に設置されている各コース<学級定員の50%以内>（ただし、呉羽高等学校普通科音楽コース、富山北部高等学校普通科体育コースは60%以内）
 - ・国際科及び国際交流科<募集定員の40%以内>
 - ・専門学科（国際科及び国際交流科を除く。）<募集定員の50%以内>
 - ・総合学科<募集定員の40%以内>
- (3) 推荐入学を実施する学校は、富山県教育委員会と協議のうえ、学科及びコ

ースの特色に応じて、2の志願資格(4)におけるa、b、c、dの各項目別に募集人員等を明示することができる。

2 志願資格

中学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月に卒業する見込みの者で、次の(1)～(4)の条件を満たし、中学校長等の推薦を得た者で、合格内定となった場合は、当該高等学校への入学を確約できる者とする。

- (1) 当該学校、学科、コースを志望する動機が明白であり、目的意識を有すること。
- (2) 当該学校、学科、コースに関する興味・関心があり、適性を有すること。
- (3) 当該学校、学科、コースにおける各教科・科目の履修に必要な学力を有し、人物が優れていること。
- (4) 次のa、b、c、dいずれかに該当し、入学後の諸活動に成果が期待される者であること。
 - a 調査書の「学習の記録」が優良であること。
 - b 専門に関する優れた能力又は実績があること。
 - c 芸術、文化、体育のいずれかの分野において優れた能力又は実績があること。
 - d 生徒会活動、社会奉仕活動等学校内外における自発的な活動に継続して積極的に取り組んだ実績があること。

3 志願期間

令和5年2月3日(金)から同月7日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月7日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月6日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、対象学科、コースのうち1校1学科又は1コースに限る。
- (2) 志願者は、所定の推薦入学願書に2,200円の入学考查手数料(推薦入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)を添え、中学校長等に提出す

る。

中学校長等は、これに本人の調査書及び推薦書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

(3) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には推薦入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

(4) 県外及び海外からの志願者は、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

(5) 中学校等には、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。推薦委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱い、被推薦者の決定は校長が行う。

(6) 中学校長等は、志願者の推薦入学願書等を提出する際に、推薦入学志願者名簿を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

高等学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。

6 選抜の方法

(1) 推薦入学志願者については、面接を実施し、学力検査を行わない。

(2) 高等学校長は、特に必要と認める場合は、志願者に作文、専門に関する実技検査等を課すことができる。

(3) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、推薦書等の書類並びに

面接等の結果を資料として総合的に判定し、合格内定者を決定する。

- (4) 面接等は、令和5年2月13日(月)午前9時から、志願先高等学校において、当該高等学校長が定める日程によって行う。
- (5) 高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (6) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書、推薦書等に理解が困難な事項があつた場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

7 合格者の発表

- (1) 合格内定の通知

ア 高等学校長は、推薦入学選考結果通知書を令和5年2月15日(水)の午前10時から正午までの間に投函^{かん}し、郵送することにより、選考結果を中学校長等に通知する。

なお、合格内定者には、中学校長等を通じて合格内定通知書を交付する。

イ 合格内定の通知を受けた者は、他の公立高等学校を志願することができない。

- (2) 合格者の発表

合格内定の通知を受けた者について、令和5年3月16日(木)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 合格内定とならなかった者の扱い

- (1) 推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者は、この募集要項に定める各課程の選抜についての手続により、改めて志願することができる。その際、志願先高等学校が全日制の課程の場合は、入学考查手数料が免除される。ただし、出願に当たっては、入学考查手数料減免申請書と入学考查手数料納入済証明書を一般入学願書に添付するものとする。

- (2) 改めて志願する場合にも、一般入学願書に調査書を添えて提出するものとする。

9 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後2時現在で発表

掲示する。

- (2) ここに定めるもののほか、推薦入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第3 全日制の課程第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和5年3月16日(木)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「第1 全日制の課程一般入学」の定めに基づいて志願し、5教科の学力検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和5年3月17日(金)及び同月20日(月)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月20日(月)午後4時までに志願校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 志願者は、所定の第2次選抜申請書を、出身中学校長等を経て、第2次選抜志願先高等学校長に提出する。
- (2) 志願は、富山県立高等学校通学区域設定規則に定める通学区域内の1校1学科に限る。ただし、第2順位志願については、第1次選抜に準ずる。また、第1次選抜で志願した高等学校の同一学科を志願することはできない。
- (3) 志願に際して、中学校長等は、第2次選抜志願先高等学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して添付する。第2次選抜志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

また、中学校長等は、令和5年3月20日(月)午後4時までに、第1次選抜志願先高等学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して提出する。第1次選抜志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学

校長等に返却する。

- (4) 県外及び海外からの志願者で第2次選抜に志願する者は、所定の日時までに、第2次選抜志願先高等学校長に第2次選抜申請書を、第1次選抜志願先高等学校長に第2次選抜志願についての申請書をそれぞれ直接提出する。

5 学力検査

学力検査は、実施しない。

6 選抜の方法

- (1) 第2次選抜志願先高等学校長は、第1次選抜志願先高等学校長から提出を受けた学力検査の成績と調査書等によって選抜する。
- (2) 上記(1)のほか、「第1 全日制の課程一般入学」の7を準用する。

7 合格者の発表

令和5年3月23日(木)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 その他

第2次選抜合格者で、第1次選抜に志願した高等学校において補欠入学を認められた者は、第1次選抜志願先高等学校への入学を優先させる。

第4 定時制の課程（単位制前期）

1 募集定員

新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校、小矢部園芸高等学校及びとなみ野高等学校の募集定員は、別表1の2のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月に卒業する見込みの者
(2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第1次選抜

(1) 志願期間

令和5年2月22日(水)から同月27日(月)（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月27日(月)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月24日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 志願の方法

ア 志願は、県内の1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程と重ねて志願することはできない。

エ 志願者は、所定の入学願書に950円の入学考查手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、出身中学校長等に提出する。中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

カ 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に

自己申告書を添えて、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出することができる。

キ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

ク 中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ケ 県外及び海外からの志願者も上記ア～クに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

(3) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和5年3月8日(水)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

3月8日(水)	9:30～10:00 国語又は各高等学校長が定める1教科	10:20～10:50 数学又は各高等学校長が定める1教科	学力検査後 作文、面接
---------	---------------------------------	----------------------------------	----------------

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行うが、志願先高等学校長の判断で、面接を令和5年3月9日(木)に行うことができる。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情に

より、上記の日程で実施することが困難なときは、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。

ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

(4) 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(5) 合格者の発表

令和5年3月16日(木)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

4 第2次選抜

(1) 第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等を決定し、令和5年3月16日(木)に発表する。

(2) 志願期間

令和5年3月17日(金)及び同月20日(月)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月20日(月)午後4時までに志願校に必着とする。

(3) 志願の方法

ア 全日制の課程第2次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

イ その他については、上記3の(2)ア、イ、エ、オ、キ、ク、ケの定めに準じて行う。

(4) 検査

令和5年3月23日(木)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

3月23日(木)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

(5) 合格者の発表

令和5年3月27日(月)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

(6) その他

上記3の(3)、(4)の定めに準じて行う。

5 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。
- (2) 第2次選抜後も必要があれば、再度選抜を実施することができる。
- (3) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制前期）入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第5 定時制の課程（単位制以外）

1 募集定員

富山工業高等学校定時制の課程の募集定員は、別表1の2のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第1次選抜

(1) 志願期間

令和5年3月17日(金)及び同月20日(月)の両日とし、両日とも午前9時か

ら午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月20日(月)午後4時までに富山工業高等学校に必着とする。

(2) 志願の方法

ア 志願は、富山工業高等学校定時制の課程の1学科に限る。ただし、同校の定時制の課程内の他学科を第2順位まで志願することができる。

なお、第2順位を志願する場合は2つ以上にわたることができる。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程第2次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

エ 志願者は、所定の入学願書に950円の入学考查手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、出身中学校長等に提出する。

中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、富山工業高等学校長に提出する。

なお、富山工業高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

カ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、富山工業高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内

の外国籍を有する者とする。

キ 中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。富山工業高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ク 県外及び海外からの志願者も上記ア～キに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

(3) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、富山工業高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、富山工業高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和5年3月23日(木)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

3月23日(木)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は富山工業高等学校長が定める1教科	数学又は富山工業高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、富山工業高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

(4) 選抜の方法

富山工業高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(5) 合格者の発表

令和5年3月27日(月)午後0時30分に、富山工業高等学校において受検番号で行う。

4 第2次選抜

(1) 富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学科及び募集定員等を決定し、令和5年3月27日(月)に、富山工業高等学校において発表する。

(2) 志願期間は、令和5年3月27日(月)及び同月28日(火)の両日とし、3月27日(月)は午後1時から午後4時まで、3月28日(火)は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願は不可とする。

(3) 検査については、富山工業高等学校長が日程を定め、志願者に通知する。

(4) その他、上記(2)、(3)、(4)の定めに準じて行う。

(5) 合格者の発表については、富山工業高等学校長が定める。

5 その他

(1) 富山工業高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。

(2) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制以外）入学者選抜に関する必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第6 定時制の課程（単位制後期）

1 募集人員

募集は、新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校及びとなみ野高等学校において行い、各高等学校の募集人員は、令和5年5月以降に別途示す。

2 志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）

のいずれにも在籍していない者、及び過去に高等学校等で単位を修得していない者

(1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和5年9月1日(金)から同月5日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、9月5日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、9月4日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

(1) 志願は、県内の1校1学科に限る(普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。)。

(2) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

(3) 志願者は、所定の入学願書に950円の入学考查手数料(入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)を添え、志願先高等学校長に提出する。

また、志願者は、中学校長等に調査書発行申請書を提出する。中学校長等は、志願者からの申請を受けて、9月5日(火)正午までに、本人の調査書を志願先高等学校長に提出する。出願及び調査書の提出について、郵送による場合は、書留速達とする。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

(4) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、志願先高等学校長に提出することができる。

(5) 県外及び海外からの志願者も上記(1)～(4)に基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

5 検査

(1) 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

(2) 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

(3) 検査は、令和5年9月12日(火)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合は、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

9月12日(火)	9:30～10:00 国語又は各高等学校長が定める1教科	10:20～10:50 数学又は各高等学校長が定める1教科	学力検査後 作文、面接
----------	---------------------------------	----------------------------------	----------------

なお、作文や面接は、志願先高等学校長の定める日程によって行う。

6 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和5年9月14日(木)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 その他

(1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。

(2) 各学校の実施概要については、募集人員とともに、令和5年5月以降に別途示す。

(3) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制後期）入学者選抜に関し

必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第7 通信制の課程

1 募集定員

募集定員は、別表1の3のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和5年3月17日(金)及び同月20日(月)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月20日(月)午後4時までに雄峰高等学校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。
- (2) 志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア 入学願書（入学考查手数料 460円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）

イ 調査書（ただし、平成29年3月以前の卒業者については、出身中学校等の卒業証明書をもって代えることができる。）

ウ 雄峰高等学校衛生看護科を志願する者は、富山市医師会看護専門学校准看護学科の合格証の写し

(3) 雄峰高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその提出を求めることができる。

5 検査

- (1) 検査は、面接等とする。
- (2) 検査は、令和5年3月23日(木)午前9時から、雄峰高等学校において行う。

6 選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和5年3月27日(月)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。

8 第2次募集

- (1) 上記1、2、4、6の定めに準じて行う。
- (2) 志願期間は、令和5年3月27日(月)及び同月28日(火)の両日とし、3月27日(月)は午後1時から午後4時まで、3月28日(火)は午前9時から午後4時までとする。郵送による出願は不可とする。

なお、事情によっては、締切期日後でも受け付けることがある。

- (3) 面接等の実施は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。

第8 富山県立中央農業高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

＜担い手育成コース＞

高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和5年3月に卒業する見込みの者で、次の各条件を備えた者

- (1) 本校入学時に、現に農業に従事し、農業経営を発展させようとする意欲、農業に関する知識・技術の向上を目指す意欲のある者

- (2) 出身高等学校長等の推薦を受けた者又は地域農林振興センター所長の推薦を受けた者。ただし法人等で就農を目的とした研修を行う者については地域農林振興センター所長の推薦を受けた者

<庭園コース>

高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、庭園管理や野菜・草花の栽培等に興味・関心の高い者

3 志願期間

令和4年12月5日(月)から同月21日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、12月21日(水)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、12月21日(水)正午までに中央農業高等学校に必着とする。

4 志願の方法

入学志願者は、次の書類を中央農業高等学校長に提出する。

<担い手育成コース>

- (1) 入学願書(学校所定のもの)

(入学考查手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)

- (2) 履歴書(学校所定のもの)

- (3) 卒業見込み証明書又は卒業証明書

- (4) 営農状況調査書(学校所定のもの)

- (5) 出身高等学校長等又は地域農林振興センター所長の推薦書(学校所定のもの)

<庭園コース>

- (1) 入学願書(学校所定のもの)

(入学考查手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)

- (2) 履歴書(学校所定のもの)

5 選抜の方法

<担い手育成コース>

中央農業高等学校長は、入学志願者について出身高等学校長等から提出された資料及び面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所において行う。

また、特に必要と認めた場合は、学力検査（農業に関する科目の範囲）を行うことがある。

<庭園コース>

中央農業高等学校長は、入学志願者から提出された資料及び面接、作文、実技（簡易作図）の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文及び実技は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所において行う。

6 合格者の発表

令和5年1月13日（金）午後0時30分に、中央農業高等学校において受検番号で行う。

7 第2次募集

- (1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに準じて第2次募集を実施する。
- (2) 第2次募集を実施する場合、志願期間は、令和5年2月20日（月）から3月3日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、3月3日（金）は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月3日（金）正午までに中央農業高等学校に必着とする。

第9 富山県立富山いずみ高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

富山いづみ高等学校看護科を卒業した者

3 その他

入学者募集の詳細については、富山いづみ高等学校長が別に定める。

第10 富山県立雄峰高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

(1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和5年3月に卒業する見込みの者

(2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和4年12月19日(月)から同月22日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、12月22日(木)午後4時までに雄峰高等学校に必着とする。

4 志願の方法

(1) 入学志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア 雄峰高等学校において交付する入学願書（入学考查手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）

イ 学業成績証明書（高等学校等調査書又は成績証明書）

ウ 上記イで成績証明書を提出した者のみ卒業証明書

(2) 午前部・午後部については、第2順位まで志願することができる。

5 選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について出身高等学校長等から提出された資料及び面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。

また、雄峰高等学校長は、特に必要と認めた場合は、作文を行うことができる。

6 合格者の発表

令和5年1月13日(金)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。

7 第2次募集

- (1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに準じて第2次募集を実施する。
- (2) 第2次募集を実施する場合の志願期間は、令和5年2月22日(水)及び同月24日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

第11 富山県立小矢部園芸高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和5年3月に卒業する見込みの者
- (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力を持ち、園芸・造園に関する高度な知識、技術の習得を希望する者

3 志願期間

令和5年2月13日(月)から同月16日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月16日(木)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月15日(水)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

入学志願者は、次の書類を小矢部園芸高等学校長に提出する。

- (1) 小矢部園芸高等学校において交付する入学願書（入学考查手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）
- (2) 高等学校等卒業見込み証明書又は卒業証明書等
- (3) 履歴書

5 選抜の方法

小矢部園芸高等学校長は、面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文は、令和5年3月10日(金)に小矢部園芸高等学校において行う。

また、小矢部園芸高等学校長は、特に必要と認めた場合は、学力検査（農業に関する科目の範囲）を行うことができる。

6 合格者の発表

令和5年3月16日(木)午後0時30分に、小矢部園芸高等学校において受検番号で行う。

第12 その他

この募集要項の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

別表1

令和5年度富山県立高等学校第1学年募集定員

1 全日制の課程

学校名	学科名	募集定員	
		学級	定員
入 善	普通農業	4 1	160 30
桜 井	普通土木生活環境	3 1 1	120 40 40
魚 津	普通	4	160
魚津工業	機械電気情報環境	1 1 1	40 40 40
滑 川	普通商業海洋	2 1 1 1	80 40 40 40
上 市	総合	4	150
雄 山	普通生活文化	2 1	80 40
中央農業	生物生産園芸デザインバイオ技術	3	78
八 尾	普通	4	160
富 山 西	普通	4	160
富 山	普通理数科学人文社会科学	4 2	160 80

学校名	学科名	募集定員	
		学級	定員
富山中部	普通理数科学人文社会科学	4 2	160 80
富山北部	普通くすり・バイオ情報デザイン	3 2 1	120 80 40
富山工業	機械工学電子機械工学金属工学電気工学建築工学土木工学	2 1 1 2 1 1	80 40 40 80 40 40
富山商業	流通ビジネスビジネスマネジメント会計ビジネス情報ビジネス	2 1 1 2	80 40 40 80
富山いづみ	総合看護	4 1	150 40
富山東	普通	6	240
富山南	普通	5	200
吳 羽	普通	6	230
小 杉	総合	4	160
大 門	普通	3	120
新 湊	普通商業	3 1	120 40

学校名	学科名	募集定員	
		学級	定員
高岡	普通 理数科学 人文社会科学	4 } 2	160 80
高岡工芸	機械 電子機械 電気 建築 土木環境 工芸 デザイン・絵画	1 1 1 1 1 1 1	40 40 40 40 30 40
高岡商業	流通ビジネス 国際ビジネス 会計ビジネス 情報ビジネス	2 1 1 1	80 40 40 40
伏木	国際交流	3	120
高岡南	普通	4	160
福岡	普通	3	120
氷見	普通 農業科学 海洋科学 ビジネス 生活福祉	2 } 1 1 1	80 40 40 40
砺波	普通	4	160
砺波工業	機械 電気 電子	2 1 1	80 40 40
南砺福野	普通 国際 農業環境 福祉	4 1 1 1	160 30 30 30

学校名	学科名	募集定員	
		学級	定員
南砺平	普通	1	30
石動	普通 商業	3 1	120 40
合計		158	6,188

(注)

・桜井高等学校普通科については、募集定員のうち、5名を帰国生徒の受入枠とする。

2 定時制の課程

学校名	学科名	募集	
		定員	備考
新川みどり野	普通 福祉教養	約120 約40	単位制
富山工業	機械 電気 生産機械	約40 約40 約40	
雄峰	普通 総合ビジネス 生活文化	約200 約40 約40	単位制
志貴野	普通 国際教養 総合ビジネス 生活文化	約80 約40 約80 約40	単位制
小矢部園芸	園芸	約40	単位制
となみ野	普通 総合福祉	約80 約40	単位制
合計		約960	

3 通信制の課程

学校名	学科名	募集	
		定員	備考
雄峰	普通 衛生看護	約300	単位制
合計		約300	

4 専攻科

学校名	学科名	募集	
		定員	備考
中央農業	農業 ・担い手育成コース ・庭園コース	約10 約10	
富山いづみ	看護	40	富山いづみ高校看護科卒業者を対象とする。
雄峰	生活科学 ・調理師養成課程	60	
小矢部園芸	園芸	約40	
合計		約160	

別表2

令和5年度全日制の課程推薦入学対象学科等

学科等区分	学科コース名
普通(コース)	入善高校(自然科学、観光ビジネス)、 八尾高校(福祉)、富山北部高校(体育)、 富山東高校(自然科学)、富山南高校(国際)、 吳羽高校(音楽)、大門高校(情報)、 高岡南高校(人文科学)、福岡高校(英語)
国際	国際科、国際交流科
農業	農業科、生物生産科、園芸デザイン科、バイオ技術科、 農業科学科、農業環境科
水産	海洋科、海洋科学科
工業	機械科、機械工学科、電子機械科、電子機械工学科、 金属工学科、電気科、電気工学科、電子科、情報環境科、 建築科、建築工学科、土木科、土木工学科、土木環境科、 工芸科、デザイン・絵画科、薬業科、くすり・バイオ科
商業	商業科、ビジネス科、流通ビジネス科、国際ビジネス科、 ビジネスマネジメント科、会計ビジネス科、 情報ビジネス科、情報デザイン科
家庭	生活文化科、生活環境科、生活福祉科
看護	看護科
福祉	福祉科
総合	総合学科

議案第 25 号

令和 5 年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項制定の件

令和 5 年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項を、次のように定める。

令和 4 年 10 月 18 日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

令和 5 年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項

第 1 高等部 A 日程の第 1 次選抜

1 募集定員

高等部 A 日程の募集定員は、別表 1 のとおりとする。

2 志願資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者で、保護者とともに県内に居住し、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校を卒業した者又は令和 5 年 3 月 卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和 5 年 3 月 卒業見込みの者
- (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

3 志願期間

令和 5 年 2 月 1 日(水)から 2 月 3 日(金)までの間、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、2 月 3 日(金)は、正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2 月 2 日(木)正午までの消印のあるものに限り、受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、高等部 A 日程の 1 校 1 学科に限る。
- (2) 志願に当たっては、令和 5 年 1 月 24 日(火)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により

期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。

- (3) 志願者は、所定の入学願書を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出身中学校長等を通じて出願前に志願先特別支援学校長に連絡する。配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。
- (5) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、出身中学校長等を通じて志願先特別支援学校長に提出することができる。
- (6) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先特別支援学校長に提出することができる。
なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。
- (7) 県外及び海外からの志願者は、学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者かつ県外及び海外の中学校又は特別支援学校中学部を令和5年3月までに卒業する見込みの者、卒業した者又はこれに準ずる者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。
 - ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。
 - イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。
 - ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。
 - エ その他特別な事情があること。

(8) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、第1次選抜入学志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

(1) 入学検査は、県下一斉に行う。

(2) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）、作業能力検査、面接とし、配点は、学力検査 100点（国語50点、数学50点）、作業能力検査50点とする。

(3) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。

(4) 検査日は、令和5年2月11日（土）とし、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

2月11日（土）	9:00～	9:30～ 10:00	10:20～ 10:50	11:10～ 11:50	12:00～
	出席調査 及び諸準備	国 語	数 学	作業能力検査	面 接

(5) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7 選抜の方法

(1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

(2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習状況」及び他の記録について審査する。

(3) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

(4) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定

する。

- (5) 特別支援学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続きを行ったうえ志願先特別支援学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ やむを得ない理由のある者

- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和5年2月13日(月)午後4時までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出する。

- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先特別支援学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書(県外及び海外からの志願者用)を所定の日時までに、志願先特別支援学校長に直接提出する。

- (4) 追検査は志願先特別支援学校において、令和5年2月15日(水)に行う。

- (5) その他、上記5、6、7を準用する。

9 合格者の発表

令和5年2月17日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

10 その他

- (1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。

- (2) 志願に当たって必要な書類は、富山県教育委員会から中学校長等に配付する。

- (3) 第1次選抜合格者は、入学を辞退した場合を除いて、他の県立高等学校の

全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び県立特別支援学校高等部を志願することはできない。

- (4) ここに定めるもののほか、高等部A日程の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第2 高等部A日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和5年2月17日(金)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「第1 高等部A日程の第1次選抜」の定めに基づいて志願し、入学検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和5年2月22日(水)から同月27日(月)までの間(日曜日、土曜日並びに祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月27日(月)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月27日(月)正午までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

(1) 志願は、高等部A日程の1校1学科に限る。ただし、高等部A日程の第1次選抜で志願した特別支援学校を志願することはできない。

(2) 志願に当たっては、令和5年2月21日(火)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。

(3) 志願者は、所定の第2次選抜申請書を、出身中学校長等を経て、第2次選抜志願先特別支援学校長に提出する。

(4) 志願に際して、出身中学校長等は、第2次選抜志願先特別支援学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して添付する。第2次選抜志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

また、出身中学校長等は、令和5年2月27日(月)正午までに、第1次選抜志願先特別支援学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して提出する。第1次選抜志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

(5) 県外及び海外からの志願者で第2次選抜に志願する者は、所定の日時までに、第2次選抜志願先特別支援学校長に第2次選抜申請書を、第1次選抜志願先特別支援学校長に第2次選抜志願についての申請書をそれぞれ直接提出する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、面接とする。
- (2) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。
- (3) 検査日は、令和5年3月8日(水)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

- (1) 第2次選抜志願先特別支援学校長は、第1次選抜志願先特別支援学校長から提出を受けた入学検査の成績と調査書等の資料、面接の結果に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。
- (2) 上記(1)のほか、「第1 高等部A日程の第1次選抜」の7を準用する。

8 合格者の発表

令和5年3月16日(木)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。
- (2) 第2次選抜合格者で、第1次選抜に志願した特別支援学校において補欠入学を認められた者は、第1次選抜志願先特別支援学校への入学を優先させる。
- (3) ここに定めるもののほか、高等部A日程の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表1

令和5年度富山県立特別支援学校高等部A日程募集定員等

学校名	学科名	障害種別	修業年限	募集定員
富山高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
高岡高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
富山聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
高岡聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
富山総合支援学校	産業工芸科	知的障害	3	
	生活文化科	知的障害	3	

第3 高等部B日程の第1次選抜

1 募集人員（定員）及び志願資格

高等部B日程の募集人員（定員）及び志願資格は、別表2のとおりとする。

2 志願期間

令和5年2月22日(水)から同月27日(月)までの間（日曜日、土曜日並びに祝日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月27日(月)は、正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月24日(金)正午までの消印のあるものに限り、受け付ける。

3 志願の方法

- (1) 志願は、高等部B日程の1校1学科に限る。

- (2) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。
- (3) 志願者は、所定の入学願書と診断書（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者に限る。）を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 専攻科志願者は、所定の入学願書、調査書（調査書の提出が不可能と認められる場合は、卒業証明書。）及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。
- (5) 訪問教育志願者は、所定の入学願書と診断書を在籍中学校長等に提出する。在籍中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (6) 県外及び海外からの志願者は、別表2の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。
- ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。
 - イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。
 - ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。
 - エ その他特別な事情があること。

- (7) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）とする。ただし、特別支援学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査に替えて又は加えて面接を行うことができる。

- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 検査日は、令和5年3月8日(水)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合は、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

3月8日(水)	9:00～9:40	9:40～12:00
	出席調査及び諸準備	学力検査

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
- (3) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和5年3月16日(木)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。
- (2) 高等部B日程の第1次選抜合格者で、高等部A日程の第1次選抜に志願した特別支援学校において補欠合格を認められた者は、高等部A日程の志願先特別支援学校への入学を優先させる。
- (3) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。
- (4) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第1次選抜に関し必要な事項及

び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第4 高等部B日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集人員（定員）を決定し、令和5年3月16日（木）に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、別表2の志願資格を有する者で、他の県立高等学校及び県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

3 志願期間

令和5年3月17日（金）及び同月20日（月）の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月20日（月）午後4時までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の3を準用する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

(1) 入学検査の内容は、学力検査など志願先特別支援学校長の定めるものとする。

(2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

(3) 検査日は、令和5年3月23日（木）とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の6を準用する。

8 合格者の発表

令和5年3月24日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。
- (2) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。
- (3) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表2

令和5年度富山県立特別支援学校高等部B日程募集人員（定員）等

学校名	学科等	障害種別	修業年限	募集人員 (定員)	志願資格
富山視覚総合支援学校	普通	視障 覚害	3	約10	<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
		病弱	3	8	<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>

	保健理療	視 障 覚 害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
専攻科	理 療	視 障 覚 害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校高等部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
富山聴覚総合支援学校	産業工芸	聽 障 覚 害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
専攻科	生活情報	聽 障 覚 害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校高等部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
高岡聴覚総合支援学校	機 械	聽 障 覚 害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
にいかわ総合支援学校	機 械	聽 障 覚 害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
にいかわ総合支援学校	生活情報	聽 障 覚 害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
にいかわ総合支援学校	産業技術	知 障 的 害	3	約20	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

		肢 体 不自由	3	学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
生活文化		知 障 的 害	3	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		肢 体 不自由	3	学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		訪 問 教 育	3	特別支援学校中学部を令和5年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
しらとり 支援 学校	産 業 技 術	知 障 的 害	3	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生 活 文 化	知 障 的 害	3	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
高岡 支援 学校	产 業	知 障 的 害	3	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生 活 文 化	知 障 的 害	3	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

	訪問教育	知障的害	3	若干名	<p>特別支援学校中学部を令和5年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者</p> <p>(2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者</p>
となみ総合支援学校	産業技術	知障的害	3	約20	<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
		肢体不自由	3		<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
生活文化		知障的害	3		<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
		肢体不自由	3		<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
	訪問教育	知障的害 肢体不自由	3	若干名	<p>特別支援学校中学部を令和5年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者</p> <p>(2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者</p>

富山総合支援学校	産業工芸	肢 体 不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活文化	肢 体 不自由	3		特別支援学校中学部を令和5年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
	訪問教育	肢 体 不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、 <ul style="list-style-type: none">・ 本校については、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに入所している者若しくは入所する見込みの者又は富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの外来で訓練を受けている者若しくは訓練を受ける見込みの者・ 高等部こまどり分教室については、高岡市きずな子ども発達支援センターの外来で訓練を受けている者又は訓練を受ける見込みの者 で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
高志支援学校	普 通	肢 体 不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者又は入院する見込みの者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
ふるさと支援学校	普 通	病 弱	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者又は入院する見込みの者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

					特別支援学校中学部を令和5年3月卒業見込みの者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者若しくは入院する見込みの者又は通院している者若しくは通院する見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者
訪問教育	病弱	3	若干名		<p>ただし、通院については、国立病院機構富山病院が放課後等デイサービス事業を実施する場合に、同事業を利用している者又は利用する見込みの者に限る。</p> <p>(1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者</p> <p>(2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者</p>

第5 幼稚部

1 募集人員及び志願資格

幼稚部の募集人員及び志願資格は、別表3のとおりとする。

2 志願期間

令和5年2月22日(水)から同月27日(月)までの間(日曜日、土曜日並びに祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月27日(月)は、正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月24日(金)正午までの消印のあるものに限り、受け付ける。

3 志願の方法

(1) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。

(2) 志願者の保護者は、所定の入学願書、調査書及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。

(3) 県外及び海外からの志願者は、別表3の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、面接とする。
- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。
- (4) 検査日は、令和5年3月8日（水）とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

3月8日(水)	9:00～9:40	9:40～11:30
	出席調査及び諸準備	面接

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、志願者について、調査書等の資料及び面接等の結果に基づいて合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和5年3月16日（木）午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 第2次選抜

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校及び募集人員を決定し、令和5年3月16日（木）に発表する。

9 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。

(2) ここに定めるもののほか、幼稚部の選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表3

令和5年度富山県立特別支援学校幼稚部募集人員等

学校名	障害種別	学年	募集人員	志願資格
富山視覚総合支援学校	視覚障害	3歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、満3歳の者
		4歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、満4歳の者
		5歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、満5歳の者
富山聴覚総合支援学校	聴覚障害	3歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満3歳の者
		4歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満4歳の者
		5歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満5歳の者
高岡聴覚総合支援学校	聴覚障害	3歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満3歳の者
		4歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満4歳の者
		5歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満5歳の者

議案第 26 号

令和 5 年度富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応の件

令和 5 年度富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応を別紙のとおり決定する。

令和 4 年 10 月 18 日 提出

富山県教育委員会

教 育 長 荻 布 佳 子

令和5年度富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

県立学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び志願者の受検機会の確保の観点から、次のとおり取り扱うものとする。

1 新型コロナウイルス感染症罹患者等の受検の可否

(1) 受検できる者

次の①、②の条件を全て満たす濃厚接触者は、受検できるものとする。

- ① 濃厚接触者となってから検査当日まで無症状であること
- ② 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと

(2) 受検できない者

次の①～④のいずれかに該当する者は、受検できないものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ② 「1の(1)」以外の濃厚接触者
- ③ 濃厚接触者にあたらないが、次の項目で1つ以上該当がある者
 - (a) 検査当日に38.0°C以上の高熱がある
 - (b) 検査当日に息苦しさ（呼吸困難）がある
 - (c) 検査当日に強いだるさ（倦怠感）がある
- ④ 濃厚接触者にあたらないが、次の項目で2つ以上該当がある者
 - (a) 検査当日に発熱の症状がある（37.5°C以上38.0°C未満）
 - (b) 検査当日に咳の症状がある
 - (c) 検査当日に咽頭痛がある

2 1の(2)の受検できない者への対応

○県立高等学校

全日制 推 薦	・調査書、推薦書等による書類選考を行うものとする。
全日制 一 般	<ul style="list-style-type: none"> ・追検査の申請を認めることとする。 ・追検査の受検も困難な場合は、調査書等による書類選考を行うものとする。 <p>※書類選考で合格とならなかった者が、第2次選抜に志願した場合、第2次選抜においても書類選考を行うものとする。</p>
定時制	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次選抜を受検できない場合には、別日に面接を実施する。 ・判定は中学校長等から提出された資料、面接の結果によるものとする。
通信制	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次募集を受検できない場合には、別日に面接を実施する。 ・判定は中学校長等から提出された資料、面接の結果によるものとする。

○県立特別支援学校

A日程 第1次	<ul style="list-style-type: none"> ・追検査の申請を認めることとする。 ・追検査の受検も困難な場合は、調査書及び事前の教育相談の記録による書類選考を行うものとする。
A日程 第2次	<ul style="list-style-type: none"> ・受検した検査の結果と調査書及び事前の教育相談の記録による書類選考を行うものとする。
B日程 第1次	<ul style="list-style-type: none"> ・B日程第2次選抜への志願を認めることとする。
B日程 第2次	<ul style="list-style-type: none"> ・調査書及び事前の教育相談の記録による書類選考を行うものとする。

令和4年度「高志の国文学」情景作品コンクールの結果について

県内の中学生・高校生を対象に、「高志の国文学」に親しみ、郷土を一層深く理解しようとする機運を高めることを目的に実施した「高志の国文学」情景作品コンクールの結果を報告します。

記

1 審査結果等

- (1) 応募総数 1,500点（文芸 1,243点、美術 182点、写真 75点）
(参考) R3: 2,199点（文芸 1,685点、美術 325点、写真 189点）
- (2) 入選点数 59点（知事賞6点、金賞8点、銀賞13点、銅賞20点、佳作12点）
(入選作品一覧は、別紙1)
- (3) 知事賞受賞作品（別紙2）

部門（部）	題名	学校	年	名前	題材
文 芸	中学生 羽ばたけ！！桂分校！！	高岡市立国吉義務教育学校	8	山田 穂高	こころ草が咲いた！
	高校生 懐かしい日々	富山中部高等学校	2	神谷 真之介	おおかみこどもの雨と雪
美 術	中学生 帰りたくなる場所	富山市立芝園中学校	3	吉田 理沙	人生の約束
	高校生 ただいま	富山中部高等学校	2	中山 亜美	路面電車の走る街 9・講談社
写 真	中学生 大丈夫、渡れる・・・	小矢部市立大谷中学校	1	河原 明彩	サクラクエスト
	高校生 小異の世界	富山南高等学校	1	村崎 元洋	牛首村

- (4) 審査委員 中嶋 圭子 県立図書館長（委員長）
藤井 史果 富山大学人文学部講師
若松 基 富山県水墨美術館館長
梅木 宏真 ミュゼふくおかカメラ館 ほか
中文連、高文連の代表教諭など 11名

2 経過

- 6月20日（月）～9月5日（月） 作品募集
9月29日（木） 審査委員会（美術部門）
10月3日（月） 審査委員会（写真部門）
10月5日（水） 審査委員会（文芸部門）

3 今後の予定

- 11月7日（月） 表彰式（高志の国文学館）
11月7日（月）～11月18日（金） 作品展示（高志の国文学館）

令和4年度「高志の国文学」情景作品コンクール入選作品一覧表

○文芸部門

賞	題名	分野	学校	学年	名前	よみがな	題材
知事賞	中学生 羽ばたけ！！桂分校！！	散文	高岡市立国吉義務教育学校	8	山田 穂高	やまだ ほだか	こころ草が咲いた！
	高校生 懐かしい日々	散文	富山中部高等学校	2	神谷 真之介	かみや しんのすけ	おおかみこどもの雨と雪
金賞	中学生 米騷動	詩	砺波市立庄西中学校	3	寺本 萌音	てらもと もね	大コメ騷動
	大コメ騷動を見て	短歌	高岡市立高岡西部中学校	3	藤田 有	ふじた ゆう	大コメ騷動
	高校生 進む道	散文	富山中部高等学校	2	高村 穂	たかむら のん	おおかみこどもの雨と雪
	雨と雪	短歌	富山高等学校	3	増田 陽太	ますだ ようた	おおかみこどもの雨と雪
銀賞	中学生 高峰讀吉の一生	散文	高岡市立高岡西部中学校	2	釜谷 光	かまたに ひかる	講談社の絵本「高峰讀吉」
	希望の波	短歌	富山市立芝園中学校	2	吉越 帆高	よしこし ほたか	雨晴海岸
	おわら風の盆	短歌	富山市立呉羽中学校	2	山本 基愛	やまもと のあ	月影ペイベ
	高校生 鶴のいた庭を読んで	散文	高岡高等学校	2	三邊 彩音	みなべ あやね	鶴のいた庭:堀田 善衛
銅賞	イノベーション	短歌	大門高等学校	1	桶川 空雅	おけがわ くうが	ドラえもん
	中学生 登場人物の立場になって	散文	砺波市立出町中学校	3	河邊 泰雅	かわべ たいが	おおかみこどもの雨と雪
	フォースプレイ	詩	富山市立芝園中学校	2	寺 奏多	てら かなた	中央植物園の風景
	じょんとこい	俳句	魚津市立西部中学校	2	湊谷 優花	みなとや ゆうか	夏の魚津
佳作	約束	俳句	射水市立新湊南部中学校	2	川口 敦輝	かわぐち あつき	人生の約束
	高校生 故郷挽歌を読んで	散文	富山商業等学校	2	中島 夏子	なかじま なつこ	故郷挽歌:高島 高
	変わらない魅力をそう伝えるか	散文	高岡高等学校	2	片境 美桜	かたざかい みお	万葉集
	隔離期間	短歌	高岡南高等学校	2	堺谷 萌永	さかいだに もえ	ドラえもん
	雨晴海岸	俳句	富山高等学校	1	村田 凛帆	むらた りほ	万葉集
	中学生 私の宝物	詩	砺波市立庄西中学校	1	平木 結依子	ひらき ゆいこ	竜とそばかすの姫
	別れ	俳句	射水市立新湊南部中学校	2	野田 健瑠	のだ たける	おおかみこどもの雨と雪
	高校生 君がいいないとダメなんだ	詩	富山第一高等学校	1	中田 彩友美	なかだ あゆみ	のび太とドラえもん「ドラえもん」
	夢	短歌	高岡南高等学校	2	川渕 帆乃風	かわぶち ほのか	ドラえもん

※ 文芸部門は、知事賞以外は「散文・詩」「短歌・俳句」の区分ごとに賞を設定

○美術部門

賞		題名	学校	学年	名前	よみがな	題材
知事賞	中学生	帰りたくなる場所	富山市立芝園中学校	3	吉田 理沙	よしだ りさ	人生の約束
	高校生	ただいま	富山中部高等学校	2	中山 亜美	なかやま あみ	路面電車の走る街 9・講談社
金賞	中学生	竜女とかんざし	富山市立吳羽中学校	2	庄司 明日海	しょうじ あすみ	嫁入り竜女の忘れもの
	高校生	家族の温かさ	富山中部高等学校	2	高村 穂	たかむら のん	おおかみこどもの雨と雪
銀賞	中学生	大冒険	富山市立速星中学校	3	梶野 夕純	とがの ゆずみ	未来のミライ
		神通川花火大会	富山市立速星中学校	1	藤井 康輔	ふじい こうすけ	富山県を築いた人びと
	高校生	散居村	小杉高等学校	1	宮崎 結依	みやざき ゆい	もみの家
		あの家へ	富山北部高等学校	1	山口 和夏	やまぐち わか	おおかみこどもの雨と雪
銅賞	中学生	越中おわら勇ましい男おどり	富山市立藤ノ木中学校	2	山本 桃子	やまもと とうこ	富山の謎
		かがやく高岡大仏	富山市立速星中学校	1	今枝 慧杜	いまえだ けいと	高岡大仏
		八尾の灯	富山市立速星中学校	2	高林 美咲	たかばやし みさき	燈火 風の盆
	高校生	漲る緑	富山中部高等学校	2	黒田 彩喜	くろだ さき	目で見る滑川・新川・婦負の100年
		藤のある神社	富山中部高等学校	2	島 奈緒佳	しま なおか	万葉集
		夕焼けに圧倒された僕	富山中部高等学校	2	大原 知也	おおはら ともや	神通川むかし歩き
佳作	中学生	僕が見たものは	富山市立速星中学校	1	大林 実奈	おおばやし みな	八月二日、天まで焼けた
		波打つ富山湾	富山市立速星中学校	1	山市 悠太	やまいち ゆうた	富山湾を科学する
	高校生	ふふめり	富山西高等学校	2	山森 琉奈	やまもり るな	わが背子が古き庭内のは花 いまだふふめり一目見に来ね 大名家持
		夕刻	富山中部高等学校	2	大坪 愛佳	おおつぼ あいか	とやま電車王国

○写真部門

賞		題名	学校	学年	名前	よみがな	題材
知事賞	中学生	大丈夫、渡れる…	小矢部市立大谷中学校	1	河原 明彩	かわはら めい	サクラクエスト
	高校生	小異の世界	富山南高等学校	1	村崎 元洋	むらさき もとひろ	牛首村
金賞	中学生	ドラえもん達が現実世界にやってきた	小矢部市立大谷中学校	1	岩永 岳琉	いわなが たける	ドラえもん
	高校生	翔	富山東高等学校	2	氷見 優佳	ひみ ゆか	私は白鳥
銀賞	中学生	大米騒動	小矢部市立大谷中学校	1	山口 優月	やまぐち ゆづき	大コメ騒動
		あの日、あの時、見た景色	小矢部市立大谷中学校	3	西守 由依莉	にしもり ゆいり	万葉集
	高校生	時空	富山中部高等学校	1	今井 美優	いまい みゆう	富山の街角、地元のゾロが教えるベストポイント
		絶佳	高岡第一高校	3	鳥山 快莉	とりやま かいり	春を背負って
銅賞	中学生	前向きに	小矢部市立大谷中学校	3	林 莉久	はやし りく	笑うせえるすまん
		想いを繋げて	小矢部市立大谷中学校	3	高澤 伶綺	たかざわ りょうき	忍者ハットリくん
		名作の数々を産んだ地	小矢部市立大谷中学校	1	岩永 琉世	いわなが りゅうせい	忍者ハットリくん、ドラえもん、笑うゼールスマン
	高校生	いただきます！	富山中部高等学校	2	中陣 凜子	なかじん りこ	雪道
		差し込む輝き	富山東高等学校	1	栗山 未遙	くりやま みはる	おおかみこどもの雨と雪
		海が呼んでいる	富山東高等学校	1	小俣 結梨	こまた ゆうり	ジョゼと虎と魚たち
佳作	中学生	森の中のブランコ	富山市立大泉中学校	3	保田 梨華	やすだ りか	おおかみこどもの雨と雪
		日本のベニス川の情景	高岡市立牧野中学校	1	中山 愛唯	なかやま めい	君の瞳臓をたべたい
	高校生	クールオレンジ	富山東高等学校	1	横山 将太郎	よこやま しょうたろう	おおかみこどもの雨と雪
		哀歎	富山南高等学校	1	稻岡 信乃	いなおか しの	納棺夫日記

文芸部門（中学生の部）知事賞

羽ばたけ !! 桂分校 !!

題材 「ここころ草が咲いた！」

高岡市立国吉義務教育学校 八年 山田 穂高

「へき地にこそ教育再生への道が残されている。へき地は人の心を育む宝の山である。」これは「ここころ草が咲いた！」の「湖底に生きる五箇山桂分校」の中に出でてくる言葉だ。この言葉は、人が少なく、都市とは無縁の生活をする場所でも、誰も孤独な思いをせず、支え合い、心温め合って生きることができると教えてくれる。

この話は、上平村立西赤尾小学校桂分校へ赴任した寺崎満雄先生と生徒の春実と幸太郎が共に過ごし成長していく姿、卒業する二人の生徒への悲しみと期待、三人が過ごした桂分校が廃校になり落胆する気持ちは丁寧に表現されている。そのなかでも、私が特に印象に残ったのは二つある。一つ目は、寺崎先生が大人になつた教え子の幸太郎と再会する場面だ。ある秋の日、寺崎先生は境川ダムの完成にともなつて水の底に眠ることになった桂分校を訪れた。その時、寺崎先生はスイミングの幸太郎と再会した。そして、共に感じ育んだ結びつきを記憶に深く焼きつけるように、二人はどこまでも歩いた。幸太郎は温かい眼差しで見守り続けてくれた寺崎先生に感謝を込めて

「先生ありがとう。」

私は素直に「ありがとう」を言える幸太郎の「優しさ」と「温かさ」に圧倒され胸がつまりそうだった。また、幸太郎のとても広い心に憧れと尊敬の念を抱いた。おそらく、今の私には幸太郎のように「ありがとう」と優しく言うことはできないだろう。この幸太郎の言葉を聞いて寺崎先生は

「わしこそ。わしこそ、ありがとうや。」

と言った。どれだけ寺崎先生はうれしかったのだろうか。まさに「感謝」という言葉がぴったりな二人だと思う。この寺崎先生と幸太

郎の関係は先生と生徒が互いに「心を開いて」生活していくことによってできるのだろう。他にも、桂という厳しい自然環境で共に時を過ごしたからこそ歳月を超えて通じ合うものができ、この誰もが憧れる恩師との太い絆ができたのではないかと思う。

二つ目は、桂という地域で血のにじむような厳しさを乗り越えるため、村人が囲炉裏を囲む子供達にこう教えた場面だ。

「感謝の心を忘れるな。」

「勤勉、実直であれ。」

「努力を惜しむな。」

僕は、この言葉を聞いて、はっとした。最近少し手を抜いてしまっている時があつたからだ。しかし、この言葉を聞き初心に戻ることができた。これから、色々な壁にぶつかると思うが「感謝」「勤勉」「努力」を肝に命じ全力で乗り越えていきたい。

私の学校には、この話の舞台である桂分校と同じ所が二つある。一つ目は、雄大な自然に囲まれていて生徒数が少ない所だ。そのため、自然の美しさにひたることのできる楽しさと厳しさがある。この調和のとれた環境をいかして、幸太郎のように誠実で豊かな心を育みたいと思う。二つ目は、もとの学校が廃校になつた所だ。私は、廃校になつた母校が記憶の中から無くなりかけていた。だが幸太郎から、実際に母校が無くなつても自分の心から母校での思い出を消さないことが、母校のために大切と学び、もう一度母校について考えるようになった。これから、私は大人になつていくが母校を愛し、ふるさとの大地に満開の花を咲かせたい。

このように、私の学校も桂分校と状況は変わらない。けれども「小規模学校だからできない」ではなく、幸太郎のように自分の学校に誇りをもち、小規模だからこそできることをいかしてさまざまなことに挑戦したい。そして、何事も一生懸命にやり、桂の子供達のように誰からも愛される人間になると、ここに誓う。

文芸部門（高校生の部）知事賞

懐かしい日々

題材 「おおかみこどもの雨と雪」

富山中部高等学校 二年 神谷 真之介

滑川市立田中小学校は映画「おおかみこどもの雨と雪」の学校シーンの舞台となつた学校であり、僕の母校である。

「二期から新校舎になります」

校長先生が、一学期の始業式で言つた。

僕が小学校三年生のとき、旧校舎の大部分は老朽化のため取り壊さることになつた。来賓用玄関や、中央階段、校長室など、旧校舎の一部は地域の強い要望もあり保存されることになつたが、走り回つて叱られた長い廊下や、毎日のように通い詰めた図書室は、全て取り壊しが決まつた。富山県内で最後の木造校舎だった。けれども、僕は悲しくなかつた。そのときの僕は新校舎への期待で頭がいっぱいだつた。小学六年生になり、卒業のカウントダウンが始まつたころ、僕たちは今までお世話になつた校舎を掃除することになつた。それは、新校舎だけではなく、保存された旧校舎も対象になつていて。三年ぶりに旧校舎に足を踏み入れると、真っ先に木の匂いがした。新築住宅のホームセンターのような匂いとは全く性質の異なる、密度の高い、八十年近い歴史によって熟成された匂い。風が吹くと音を立てて揺れる窓手すりがツルツルになつた階段、歩くたびにきしむ廊下など、三年間の間に変わり果てた僕たちは対照的に、木造校舎はかつての伝統に支えられたぬくもりを、褪せることなく持ち続けていた。

懐かしい思い出に浸つた後、掃除が始まつた。僕の掃除場所は、保健室だった。保健室と言つても、椅子一つない空っぽの教室だ。床の木の木目に沿つて雑巾をかけていく。雑巾をかけるごとに、木の匂い

がする。最後にほうきでゴミを集めたものの、ほこりさえほとんどなかつた。丹念に掃除された、もう使用されることのない空き教室を見て、僕は初めて寂しくなつた。もう、この木の匂いを感じられることが無いことを知つたからだ。同時に、この校舎で過ごした時間がかけがえのないものだつたことに気がついた。

小学校を卒業して一年ほどたつた頃、おおかみこどもの映画を見る機会があつた。母校がモデルになつていたことは知つてたが、ストーリーは詳しくなかつたので、一度見てみたいと思つた。

この映画では、冒頭のシーンで狼の父が亡くなり、母と、幼い兄弟と雪で田舎に移り住むことになる。やがて月日が流れ、幼かつた雨と雪が小学校に通い始める。そこで、オオカミと人間の子供である雨と雪は、人間の社会を知り、ときに戸惑い、傷つけながら、自分の生き方を選択してゆく。

僕はこの映画を観て、校舎の再現度の高さに驚かされた。階段の手すりの装飾や、ゆがんだ窓、使い込んだ廊下の木の色など、全て僕が過ごした場所のままだつた。また、木造校舎の温かさと、愛にあふれた物語が見事に調和していて、胸を打たれだし、何より勇気づけられた。

僕は今、高校に通つてゐる。高校に行く途中の電車の窓から、僕の母校、田中小学校が見える。グラウンドを挟んで左に新校舎、右に旧校舎がある。今また小学校の旧校舎、あるいは新校舎の中に入つたらどんな感情を抱くだろうか、ということを考える。「おおかみこどもの雨と雪」では、雨も雪も最後は母から旅立つてゆくが、現実も同じように出会いと別れの連続だと思う。けれども、僕たちは今が当たり前すぎて、いつか別れが訪れるこれを忘れてしまう。だからこそ、後悔のないよう今を精一杯生きたい。この物語はそんな大事なことを僕に教えてくれた。

美術部門（中学生の部）知事賞

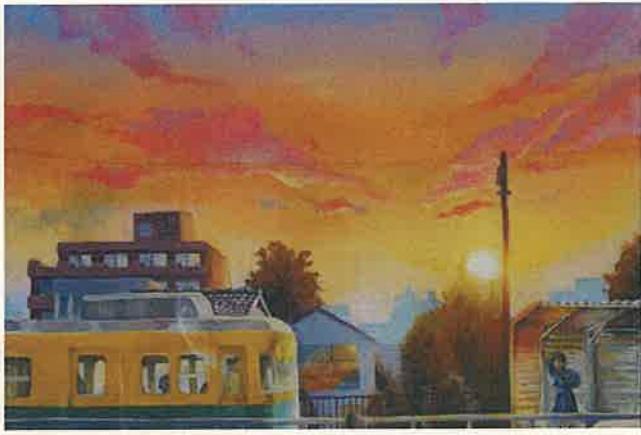


「帰りたくなる場所」

題材：人生の約束

富山市立芝園中学校 3年 吉田 理沙

美術部門（高校生の部）知事賞

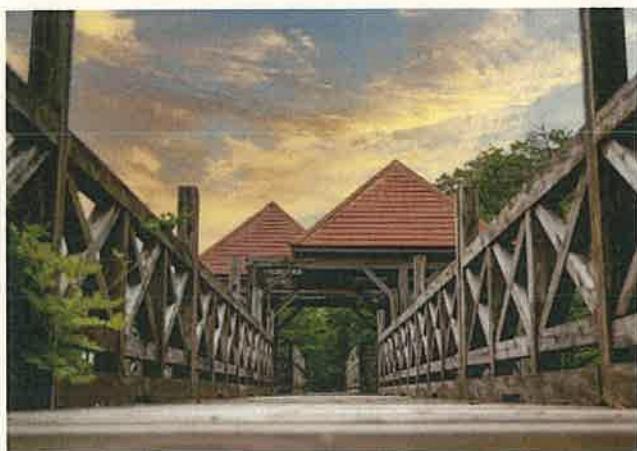


「ただいま」

題材：路面電車の走る街 9・講談社

富山中部高等学校 2年 中山 亜美

写真部門（中学生の部）知事賞



「大丈夫、渡れる・・・」

題材：サクラクエスト

小矢部市立大谷中学校 1年 河原 明彩

写真部門（高校生の部）知事賞



「小異の世界」

題材：牛首村

富山南高等学校 1年 村崎 元洋

勝興寺の国宝指定について

令和4年10月18日
生涯学習・文化財室

かねてより早期の国宝指定を国に働きかけるとともに、国宝にふさわしい文化的・学術的な価値が導きだせるよう、高岡市や所有者と連携して調査研究を進めてきた高岡市の勝興寺について、去る10月12日(水)に開催された国文化審議会において、国宝指定の答申が得られましたので、ご報告いたします。

1 国宝指定の概要

- (1) 指定対象 勝興寺「本堂」、「大広間及び式台」の2棟（※ 式台：賓客専用の表玄関）
(2) 所在地 高岡市伏木古国府
(3) 所有者 宗教法人勝興寺（代表役員 沼田平昌）
(※ 勝興寺は現在、上記の2棟を含め、境内に所在する建物12棟がすべて国の重要文化財）

2 主な指定理由

- (1) 本堂は、全国の国宝・重要文化財の寺院と比較して全国9番目と屈指の規模を誇り、江戸時代後期を代表する大型寺院本堂である。
(2) 大広間及び式台は、上質で格式の高い真宗型の対面所（賓客の公式の応接場）の整備、発展過程を体現する建物であり、歴史的価値が極めて高い。
(3) 本堂、対面所を完備した、本山に準じる格式の寺院としては破格の規模、型式を備え、全国的にみても大型真宗寺院の典型となる。
(4) 浄土真宗が畿内から北陸へ教線を拡大する中、加賀前田家、本願寺などと関係を深め、地域の一大拠点として権勢を誇った宗教施設として、文化史的意義が深い。

3 今回の指定の意義

- (1) 本県では、平成9(1997)年の瑞龍寺（仏殿、法堂、山門）の指定以来、実に25年振りとなる2例目の国宝指定である。
○富山県の国宝・重要文化財建造物（今回の答申を含む）
国宝：2件5棟、重要文化財：19件44棟
(2) 本県の歴史文化の魅力の発信源となり、高岡市が取り組む歴史まちづくりの推進をはじめ、地域の観光振興、活性化の起爆剤となることが期待される。

4 今後のスケジュール等

- (1) 令和4年12月後半頃 官報告示（正式な国宝指定）
(2) 令和5年 1月以降 国宝指定書の交付

勝興寺の伽藍

近世後期の大型真宗寺院の姿をほぼ完備した境内



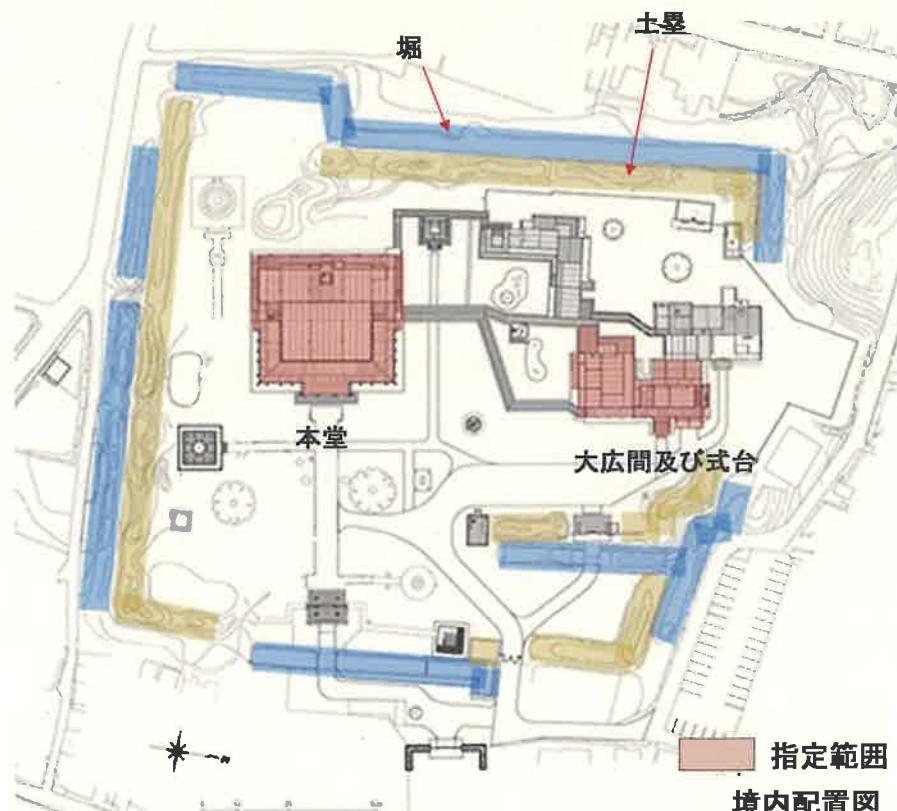
- 加賀前田家、本山や京都の公家と関係を深め、地域の一大拠点として権勢を誇った宗教施設として、文化史的意義が深い
- 土壘と濠に囲まれた、東西約145m、南北約180mの広大な敷地

勝興寺の伽藍

近世後期の大型真宗寺院の姿をほぼ完備した境内

特徴

- 中世の城館を連想させる土壘と濠に囲まれた、本山級寺院に匹敵する破格の規模の境内
- 本堂や経蔵、大広間及び式台、台所など江戸時代後期の大型真宗寺院の建物構成要素を完備
- 建物群が周囲の環境や景観と一体となって歴史的風致を形成



本堂

破格の規模と形式を備えた建物

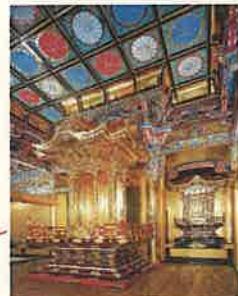
18世紀末期建立



近世に隆盛した建登せ柱や軒支柱の技法を高度に駆使

特徴

- 本山の西本願寺阿弥陀堂をモデルとして建築され、本山に準じる格式の寺院としては破格の規模、質を誇る
- 江戸時代後期以降を代表する大型真宗寺院本堂として歴史的価値が高い



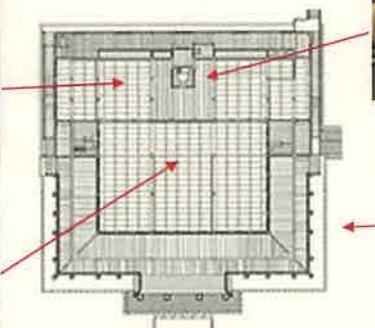
内陣



余間



外陣から見た内陣



竣工平面図



広縁・落縁

大広間及び式台

現存する勝興寺最古の建物

大広間:17世紀中頃建立
式台:18世紀後半建立



大広間(左)及び式台(右)正面

特徴

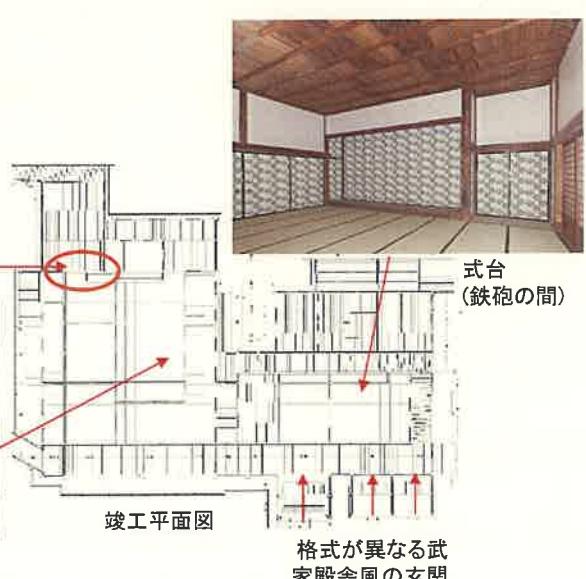
- 浄土真宗の対面所の初期の形式から、上質で格式の高い対面所(賓客の公式の応接場)への整備・発展過程を体現する建物として、歴史的価値が極めて高い



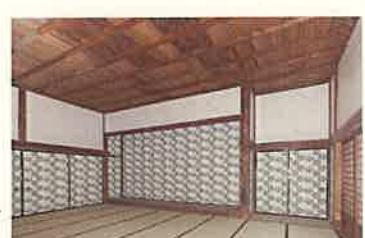
上段の間(左)と対面所(右)



大広間内部



式台
(鉄砲の間)



格式が異なる武家殿舎風の玄関

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和4年10月18日 提出

富山県教育委員会

教育長 萩布佳子

記

教育職員の人事異動に関する件

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時代理する。

令和4年10月3日

富山県教育委員会

教育長 萩布佳子

教 育 職 員 異 動

富山県教育委員会

令和四年十月十一日付

新

旧

氏名

射水市立

新湊南部中学校 校長

西部教育事務所

主任生活指導主事

加藤 豊

西部教育事務所

主任指導主事

射水市立

新湊南部中学校 校長

松嶋 智

西部教育事務所 主任指導主事	射水市立 新湊南部中学校 校長	西部教育事務所 主任生活指導主事	加藤 豊

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和4年11月8日(火) 13:00 予定
教育委員会 (高志会館 麗花の間)